

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ(所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ) 申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

(平成29年4月受付分) *印は寄付者意向により金額不記載

【金銭】

<福祉推進のために>

○及川 武様 (花月町 180回) 5,000円 *きたみらい農協端野年金友の会様
○短足おばさん様 (北光) 31,060円 ○棋楽会様 3,000円

<故人が生前お世話になったため>

○寺崎 伸江様 (端野町)	30,000円	○和崎 登様 (端野町)	30,000円
○更科 智子様 (旭川市)	20,000円	○匿名様 (並木町)	50,000円
○上ヶ島 俊子様 (北光)	100,000円	○深尾 吉子様 (常呂町)	20,000円
○尾谷 治幸様 (端野町)	30,000円	○佐野 正様 (留辺蘂町)	30,000円
○黒澤 均英様 (留辺蘂町)	100,000円	○今 雄輝様 (留辺蘂町)	10,000円
○竹原 玉子様 (端野町)	30,000円	○鴻上 啓子様 (留辺蘂町)	10,000円

<ワンコイン・チャリティーショーの募金額を福祉推進のために>

○北海道歌謡連盟旭川歌謡連合・まもる会北見支部様 124,312円